別記様式第３号（第31条関係）（令元農水令１・令元農水令41・一部改正）

表

	第　　号 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第25条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第２条第１項第１号に規定する廃止前農林共済法第74条第２項の規定による証票 所属 官職 氏　　名 年　　月　　日生 有効期間１年 令和　　年　　月　　日発行 農林水産大臣　　印

（第４面）　　（第１面）

裏

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第25条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第２条第１項第１号に規定する廃止前農林共済法（抄） （報告及び検査） 第74条　農林水産大臣は、必要があると認めるときは、組合若しくは第70条第２項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務及び資産の状況に関して報告をさせ、又は当該職員をして組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。 ２　前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	４　（略） ○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（抄） 附　則 （罰則） 第62条　附則第25条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（次条及び附則第64条において単に「廃止前農林共済法」という。）第74条第１項又は第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。 ２　存続組合又は受託者の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、存続組合の業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財産に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、存続組合又は受託者に対しても同項の刑を科する。